



県章

# 滋賀県公報

令和8年(2026年)  
3月27日  
第702号  
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

## 目次 (※印は、県例規集に登載するもの)

|   |    |
|---|----|
| ○ 規 則   |    |
| ※滋賀県琵琶湖流域下水道事業会計規則の一部を改正する規則 (下水道課)                         | 1  |
| ○ 告 示   |    |
| 保安林の指定施業要件の変更の通知 (森林保全課)                                    | 2  |
| 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の廃止の届出 (障害福祉課)     | 2  |
| 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の規定に基づき令和8年度において知事が定める数 (医療保険課)       | 3  |
| えびたつべ漁業、よし巻漁業、かご漁業、竹筒漁業および延縄漁業の制限措置および許可または起業の認可の申請期間 (水産課) | 4  |
| 道路区域の決定 (道路保全課)   | 4  |
| 道路区域の変更 (道路保全課)   | 5  |
| 道路の供用開始 (道路保全課)   | 5  |
| ○ 公 告   |    |
| 大規模小売店舗の新設の届出の公告 (中小企業支援課)                                  | 5  |
| 大規模小売店舗の変更の届出の公告 (中小企業支援課)                                  | 6  |
| 落札者決定の公告 (下水道課、住宅課)   | 7  |
| ○ 健康福祉事務所告示   |    |
| 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定 (南部)        | 8  |
| ○ 県 税 事 務 所 公 告   |    |
| 軽油引取税免税証無効公告 (東北部)  | 9  |
| 軽油引取税免税軽油使用者証無効公告 (東北部)                                     | 9  |
| ○ 農 業 農 村 振 興 事 務 所 公 告                                     |    |
| 土地改良区役員退任および就任公告 (大津・南部)                                    | 9  |
| ○ 公 安 委 員 会 規 則   |    |
| ※滋賀県地方警察職員の定員の配置に関する規則の一部を改正する規則 (警務課)                      | 10 |
| ○ 琵琶湖海区漁業調整委員会指示  |    |
| ○ 内水面漁場管理委員会指示  |    |
| コイヘルペスウイルス病まん延防止のための委員会指示                                   | 11 |
| ○ 内水面漁場管理委員会告示  |    |
| 内水面第5種共同漁業権漁場における令和8年度の目標増殖量                                | 12 |

## 規 則

滋賀県琵琶湖流域下水道事業会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月27日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県規則第17号

滋賀県琵琶湖流域下水道事業会計規則の一部を改正する規則

滋賀県琵琶湖流域下水道事業会計規則 (平成31年滋賀県規則第25号) の一部を次のように改正する。

別表第2第1項の表中「1,400円」を「1,700円」に、

|     |
|-----|
| 30円 |
| 43円 |

を

|     |
|-----|
| 35円 |
| 50円 |

に、「64円」を「76円」に、「86円」を「100円」に、「130円」を「150円」に、「170円」を「200円」に、「300円」

を「350円」に、「430円」を「500円」に、「860円」を「1,000円」に、

|     |
|-----|
| 4円  |
| 14円 |

を

|  |
|--|
|  |
|  |

5円

17円

に、「1,100円」を「1,300円」に、「710円」を「840円」に改める。

付 則

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際既に許可を受けて土地の使用をしている物件に係る使用料については、当該許可の期間の満了の日までは、なお従前の例による。

告 示

滋賀県告示第148号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第29条の規定により、次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和8年3月27日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 甲賀市(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
甲賀市(次の図に示す部分に限る。)
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法、期間および樹種 次のとおりとする。  
(「次の図」および「次のとおり」は、省略し、その図面および関係書類を滋賀県琵琶湖環境部森林保全課および甲賀市役所に備え置いて縦覧に供する。)

滋賀県告示第149号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の指定自立支援医療機関として指定したもののうち、次のものから廃止の届出があった。

令和8年3月27日

滋賀県知事 三日月 大 造

精神通院医療機関

| 名 称          | 所 在 地          | 医療の種類 | 廃止年月日     |
|--------------|----------------|-------|-----------|
| かすが調剤薬局      | 大津市和邇中316-1    | 薬局    | 令和5.9.30  |
| 駅前すみれ薬局      | 大津市本堅田五丁目23-8  | 薬局    | 令和5.9.30  |
| 比良薬局         | 大津市本堅田一丁目18-17 | 薬局    | 令和5.9.30  |
| かたた薬局        | 大津市今堅田二丁目26-18 | 薬局    | 令和5.9.30  |
| 河野薬局         | 大津市本堅田五丁目20-10 | 薬局    | 令和5.9.30  |
| 唐崎薬局         | 大津市唐崎三丁目21-8   | 薬局    | 令和5.9.30  |
| 大野養真堂薬局大林店   | 守山市大林町214-1    | 薬局    | 令和7.11.1  |
| やすらぎ薬局長田町店   | 近江八幡市長田町1268-3 | 薬局    | 令和7.11.30 |
| 阪神調剤薬局彦根北店   | 彦根市開出今町1716-6  | 薬局    | 令和7.12.31 |
| やすらぎ薬局近江八幡店  | 近江八幡市鷹飼町1504番1 | 薬局    | 令和8.1.31  |
| 医療法人やまにしクリニク | 高島市勝野638番地     | 病院    | 令和8.1.31  |

滋賀県告示第150号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の指定自立支援医療機関として指定したもののうち、次のものから廃止の届出があった。

令和8年3月27日

滋賀県知事 三日月 大造

更生医療機関および育成医療機関

| 名 称           | 所 在 地          | 医療の種類 | 廃止年月日     |
|---------------|----------------|-------|-----------|
| さわだ矯正歯科草津クリニク | 草津市大路一丁目14番1号  | -     | 令和7.6.30  |
| 大野養真堂薬局大林店    | 守山市大林町214-1    | 薬局    | 令和7.11.1  |
| やすらぎ薬局長田町店    | 近江八幡市長田町1268-3 | 薬局    | 令和7.11.30 |
| 阪神調剤薬局彦根北店    | 彦根市開出今町1716-6  | 薬局    | 令和7.12.31 |
| やすらぎ薬局近江八幡店   | 近江八幡市鷹飼町1504番1 | 薬局    | 令和8.1.31  |

滋賀県告示第151号

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令(昭和34年政令第41号。以下「政令」という。)の規定に基づき、次の表の左欄に掲げる係数等の区分に応じて令和8年度における知事が定める数は、それぞれ同表の右欄に定めるものとする。

令和8年3月27日

滋賀県知事 三日月 大造

|   |                 |
|---|-----------------|
| 政令第9条第3項により定める医療費指数反映係数                   | 零               |
| 政令第9条第5項により定める一般納付金所得係数                   | 0.9853422677535 |
| 政令第9条第8項により定める一般納付金基礎額調整係数                | 1.0450931884992 |
| 政令第9条第9項により定める一般納付金被保険者均等割指数              | 0.7             |
| 政令第10条第3項により定める後期高齢者支援金等納付金所得係数           | 0.9780479256808 |
| 政令第10条第6項により定める後期高齢者支援金等納付金基礎額調整係数        | 1.0450827868597 |
| 政令第10条第7項により定める後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数      | 0.7             |
| 政令第11条第3項により定める介護納付金納付金所得係数               | 0.9593241123706 |
| 政令第11条第6項により定める介護納付金納付金基礎額調整係数            | 1.0452459206436 |
| 政令第11条第7項により定める介護納付金納付金被保険者均等割指数          | 0.7             |
| 政令第11条の2第3項により定める子ども・子育て支援納付金納付金所得係数      | 0.9853422677535 |
| 政令第11条の2第6項により定める子ども・子育て支援納付金納付金基礎額調整係数   | 1.0450876389928 |
| 政令第11条の2第7項により定める子ども・子育て支援納付金納付金被保険者均等割指数 | 0.7             |

### 滋賀県告示第152号

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、滋賀県漁業調整規則(令和2年滋賀県規則第103号)第4条第1項第1号に規定するえびたつべ漁業、同項第8号に規定するよし巻漁業、同項第9号に規定するかご漁業、同項第10号に規定する竹筒漁業および同項第11号に規定する延縄漁業の制限措置および許可または起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定め、令和8年4月1日から施行する。

令和8年3月27日

滋賀県知事 三日月 大造

#### 1 制限措置

| 漁業種類                  | 船舶等の数<br>または漁業者の数 | 船舶の総トン数 | 推進機関の馬力数   | 操業区域 | 漁業時期             | 漁業を営む者の資格   |
|-----------------------|-------------------|---------|------------|------|------------------|-------------|
| えびたつべ漁業(動力漁船を使用するもの)  | 定数なし              | 5トン以下   | 127キロワット以下 | 県内全域 | 周年               | 滋賀県に住所を有する者 |
| えびたつべ漁業(動力漁船を使用しないもの) | 定数なし              | —       | —          | 県内全域 | 周年               | 滋賀県に住所を有する者 |
| よし巻漁業                 | 定数なし              | —       | —          | 琵琶湖  | 7月20日から翌年4月30日まで | 滋賀県に住所を有する者 |
| かご漁業                  | 定数なし              | —       | —          | 県内全域 | 周年               | 滋賀県に住所を有する者 |
| 竹筒漁業                  | 定数なし              | —       | —          | 県内全域 | 周年               | 滋賀県に住所を有する者 |
| 延縄漁業                  | 定数なし              | —       | —          | 県内全域 | 周年               | 滋賀県に住所を有する者 |

2 申請期間 令和8年4月1日から令和8年9月30日まで

### 滋賀県告示第153号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次の道路の区域を決定する。

この関係図面は、令和8年3月27日から令和8年4月10日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和8年3月27日

滋賀県知事 三日月 大造

| 道路の種類 | 路線名 | 道路の区域              |            |    |                     |
|-------|-----|--------------------|------------|----|---------------------|
|       |     | 区間                 | 敷地の幅員      | 延長 | 備考                  |
|       |     | 大津市北小松字金ヶ口138番地先から | 最小<br>7.0m |    | 国道161号の移管に伴う道路の区域決定 |

|    |       |   |                            |         |  |
|----|-------|---|----------------------------|---------|--|
| 県道 | 高島大津線 | 大津市北小松字宮ノ南926番1地先まで                     | 最大<br>26.1m                | 2083.0m | (路線重用)<br>国道161号<br>L=2083.0m                                |
|    | 米原栗東線 | 米原市岩脇字西浦79番1地先から<br>彦根市下矢倉町字上川原94番1地先まで | 最小<br>10.4m<br>最大<br>49.8m | 4356.0m | 国道8号の<br>移管に伴う<br>道路の区域<br>決定<br>(路線重用)<br>国道8号<br>L=4356.0m |

滋賀県告示第154号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次の道路の区域を変更する。

この関係図面は、令和8年3月27日から令和8年4月10日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和8年3月27日

滋賀県知事 三日月 大造

| 道路の種類 | 路線名  | 道路の区域                |         |                            |       |                         |
|-------|------|----------------------|---------|----------------------------|-------|-------------------------|
|       |      | 区間                   | 変更の前後の別 | 敷地の幅員                      | 延長    | 備考                      |
| 国道    | 307号 | 甲賀市水口町水口字坊山188番1地先から | 変更後     | 最小<br>13.5m<br>最大<br>20.8m | 32.4m | 道路改良事業(歩道橋架設)に伴う道路区域の変更 |
|       |      | 甲賀市水口町水口字川久保78番地先まで  | 変更前     | 最小<br>11.6m<br>最大<br>19.9m | 32.4m |                         |

滋賀県告示第155号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

この関係図面は、令和8年3月27日から令和8年4月10日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和8年3月27日

滋賀県知事 三日月 大造

| 路線名    | 供用開始の区間                                     | 供用開始の年月日       | 備考      |
|--------|---|----------------|---------|
| 国道307号 | 甲賀市水口町水口字坊山188番1地先から<br>甲賀市水口町水口字川久保78番地先まで | 令和8.3.31<br>9時 | L=32.4m |

公 告

大規模小売店舗の新設の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗を新設する旨の届出があったので公告する。

令和8年3月27日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 ドラッグコスモス堅田駅前店 大津市今堅田二丁目11番5ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
- 4 大規模小売店舗の新設をする日 令和8年11月6日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 1,426.7平方メートル
- 6 駐車場の収容台数 40台
- 7 駐輪場の収容台数 14台
- 8 荷さばき施設の面積 40平方メートル
- 9 廃棄物等の保管施設の容量 12.9立方メートル
- 10 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻 株式会社コスモス薬品 9時から21時45分まで
- 11 来客が駐車場を利用することができる時間帯 8時30分から22時まで
- 12 駐車場の自動車の出入口の数 2か所
- 13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 6時から22時まで
- 14 届出年月日 令和8年3月5日
- 15 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号  
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号  
大津市産業観光部商工労働政策課 大津市御陵町3-1
  - (2) 縦覧期間 令和8年3月27日から令和8年7月27日まで
- 16 意見書の提出期限および提出先
  - (1) 提出期限 令和8年7月27日
  - (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

#### 大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

令和8年3月27日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 ドラッグコスモス彦根駅前店 彦根市駅東町3番3ほか
- 2 変更した事項
  - (1) 変更前  
ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名 株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野正晃 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号第一福岡ビルS館4階  
イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名 株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野正晃 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号第一福岡ビルS館4階
  - (2) 変更後  
ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名 株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号  
イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名 株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
- 3 変更年月日 アについては令和3年8月24日、イについては令和5年9月1日

- 4 変更の理由 大規模小売店舗を設置する者および大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者および住所の変更のため
- 5 届出年月日 令和8年3月6日
- 6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号  
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号  
彦根市産業部地域経済振興課 彦根市元町4番2号
  - (2) 縦覧期間 令和8年3月27日から令和8年7月27日まで
- 7 意見書の提出期限および提出先
  - (1) 提出期限 令和8年7月27日
  - (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

#### 大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第5号に掲げる事項の変更をしようとする旨の届出があったので公告する。

令和8年3月27日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 ドラッグコスモス彦根駅東店 彦根市駅東町3番3ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
- 3 変更しようとする事項 駐車場の位置および収容台数
  - (1) 変更前 届出書の添付図面記載のとおり 83台
  - (2) 変更後 届出書の添付図面記載のとおり 61台
- 4 変更年月日 令和8年11月7日
- 5 変更の理由 クリニック施設の設置のため
- 6 届出年月日 令和8年3月6日
- 7 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号  
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号  
彦根市産業部地域経済振興課 彦根市元町4番2号
  - (2) 縦覧期間 令和8年3月27日から令和8年7月27日まで
- 8 意見書の提出期限および提出先
  - (1) 提出期限 令和8年7月27日
  - (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

#### 落札者決定の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第12条の規定により公告する。

令和8年3月27日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 落札に係る物品等または特定役務の名称および数量 令和7年度第G S 55-43号琵琶湖流域下水道湖南中部処理区中継ポンプ場および幹線管渠<sup>きょ</sup>維持管理業務 一式
- 2 契約に係る事務を担当する課等の名称および所在地 滋賀県琵琶湖環境部下水道課 大津市京町四丁目1番1号  
電話 077-528-4213
- 3 落札者を決定した日 令和8年2月6日(金)
- 4 落札者の氏名および住所 株式会社日吉 代表取締役 鈴木正 近江八幡市北之庄町908番地
- 5 落札金額 723,800,000円(消費税および地方消費税を含む。)
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

7 一般競争入札を行うにつき公告した日 令和7年12月23日(火)

#### 落札者決定の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第12条の規定により公告する。

令和8年3月27日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 落札に係る物品等または特定役務の名称および数量 令和7年度第G S 55-42号琵琶湖流域下水道湖南中部処理区汚水汚泥処理維持管理等業務 一式
- 2 契約に係る事務を担当する課等の名称および所在地 滋賀県琵琶湖環境部下水道課 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4213
- 3 落札者を決定した日 令和8年2月25日(水)
- 4 落札者の氏名および住所 日本メンテナンスエンジニアリング株式会社滋賀支店 支店長 水谷昌二 彦根市駅東町8番地7
- 5 落札金額 6,875,000,000円(消費税および地方消費税を含む。)
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 一般競争入札を行うにつき公告した日 令和8年1月9日(金)

#### 落札者決定の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第12条の規定により公告する。

令和8年3月27日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 落札に係る物品等または特定役務の名称および数量 令和7年度から令和12年度までにおける滋賀県盛土等情報管理システム構築および運用保守業務 一式
- 2 契約に係る事務を担当する課等の名称および所在地 滋賀県土木交通部住宅課 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4240
- 3 落札者を決定した日 令和8年3月9日(月)
- 4 落札者の氏名および住所 滋賀県盛土等情報管理システム構築および運用保守業務共同企業体 代表構成員 株式会社パスコ滋賀支店 支店長 我妻慎也 大津市梅林一丁目3番10号 構成員 株式会社グラファール 代表取締役 石井大地 東京都渋谷区千駄ヶ谷一丁目5番8号
- 5 落札金額 68,893,000円(消費税および地方消費税を含む。)
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 一般競争入札を行うにつき公告した日 令和8年2月6日(金)

### 健康福祉事務所告示

#### 滋賀県南部健康福祉事務所告示第2号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者として、次の者を指定した。

令和8年3月27日

滋賀県南部健康福祉事務所長 川上 寿一

| 事業所の名称        | 事業所の所在地        | 名称       | 主たる事務所の所在地     | 指定障害福祉サービスの種類 | 指定年月日   | 事業所番号      |
|---------------|----------------|----------|----------------|---------------|---------|------------|
| ヘルパーステーションくじら | 草津市木川町922-50   | 株式会社ソレイユ | 草津市木川町922-50   | 行動援護          | 令和8.4.1 | 2510600758 |
| 大福            | 守山市今浜町2620番地89 | 株式会社タナカ  | 守山市今浜町2620番地89 | 行動援護          | 令和8.4.1 | 2510700806 |

県 税 事 務 所 公 告

軽油引取税免税証無効公告

次のとおり軽油引取税の免税証を亡失した旨の届出があったので、亡失の日以後は無効とする。

令和8年3月27日

滋賀県東北部県税事務所長 東 利津子

| 免税証の種類       | 用途 | 記号・番号    | 枚数 | 有効期間                     | 免税証に記載された販売業者の所在地および氏名(名称) | 亡失年月日    |
|--------------|----|----------|----|--------------------------|----------------------------|----------|
| 200<br>リットル券 | 農業 | 60870358 | 1  | 令和7.4.1<br>}<br>令和8.3.31 | 長浜市宮部町1758<br>株式会社丸善エナジー   | 令和8.3.10 |

軽油引取税免税軽油使用者証無効公告

次のとおり軽油引取税の免税軽油使用者証を亡失した旨の届出があったので、亡失の日以後は無効とする。

令和8年3月27日

滋賀県東北部県税事務所長 東 利津子

| 業種 | 記号・番号            | 有効期限     | 免税軽油使用者証に記載された使用者の所在地および氏名(名称) | 亡失年月日    |
|----|------------------|----------|--------------------------------|----------|
| 農業 | 滋賀県<br>第9436224号 | 令和9.3.31 | 長浜市大寺町730<br>尚永吉計              | 令和8.3.10 |

農 業 農 村 振 興 事 務 所 公 告

土地改良区役員退任および就任公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第18項の規定により、守山南部土地改良区から次のとおり役員が退任および就任した旨の届出があった。

令和8年3月27日

滋賀県大津・南部農業農村振興事務所長 畑 中 隆 行

1 退任

| 理事および監事の別 | 氏 名       | 住 所          |
|-----------|-----------|--------------|
| 理 事       | 林 秀 泰     | 守山市矢島町568番地  |
| ”         | 梅 田 繁 雄   | 同 所953番地     |
| ”         | 眞 田 善 之   | 同 市赤野井町72番地  |
| ”         | 堀 井 久 嘉   | 同 所238番地1    |
| ”         | 石 田 和 成   | 同 市石田町209番地2 |
| ”         | 中 篤 邦 文   | 同 市十二里町330番地 |
| ”         | 西 田 伊 和 夫 | 同 市大林町256番地  |
| ”         | 寺 田 安 喜 雄 | 同 市欲賀町788番地  |
| ”         | 寺 田 久 登   | 同 市森川原町47番地  |
| ”         | 松 村 茂     | 同 市山賀町630番地  |
| ”         | 古 高 弘 士   | 同 市杉江町669番地  |
| 監 事       | 北 野 進     | 同 市矢島町918番地7 |
| ”         | 市 川 貞 夫   | 同 市大林町280番地  |

2 就任

| 理事および監事の別 | 氏 名       | 住 所         |
|-----------|-----------|-------------|
| 理 事       | 林 秀 泰     | 守山市矢島町568番地 |
| ”         | 西 出 偉 久 夫 | 同 所1548番地   |

|     |           |              |
|-----|-----------|--------------|
| 〃   | 眞 田 善 之   | 同 市赤野井町72番地  |
| 〃   | 赤 井 浩     | 同 所384番地     |
| 〃   | 石 田 和 成   | 同 市石田町209番地2 |
| 〃   | 村 瀬 伸 一 郎 | 同 市十二里町329番地 |
| 〃   | 井 上 正 生   | 同 市大林町289番地  |
| 〃   | 寺 田 治 行   | 同 市欲賀町781番地  |
| 〃   | 西 郡 美 文   | 同 市杉江町423番地  |
| 〃   | 寺 田 善 三   | 同 市山賀町212番地  |
| 〃   | 寺 田 久 登   | 同 市森川原町47番地  |
| 監 事 | 荒 木 清     | 同 市十二里町318番地 |
| 〃   | 古 高 成 規   | 同 市杉江町1350番地 |

公 安 委 員 会 規 則

滋賀県地方警察職員の定員の配置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月27日

滋賀県公安委員会委員長 北 村 嘉 英

滋賀県公安委員会規則第8号

滋賀県地方警察職員の定員の配置に関する規則の一部を改正する規則

滋賀県地方警察職員の定員の配置に関する規則(昭和29年滋賀県公安委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表

警 察 職 員 定 員 配 置 表

| 所 属 別   |               | 区 分             | 警 察 官         | 一 般 職 員 | 合 計 |    |
|---------|---------------|-----------------|---------------|---------|-----|----|
|         |               |                 |               |         |     |    |
| 警 察 本 部 | 警 務 部         | 総 務 課           | 9             | 3       | 12  |    |
|         |               | 会 計 課           | 5             | 28      | 33  |    |
|         |               | 警 務 課           | 88            | 23      | 111 |    |
|         |               | 留 置 管 理 課       | 64            | 1       | 65  |    |
|         |               | 企 画 教 養 課       | 11            | 1       | 12  |    |
|         |               | 警 察 県 民 セ ン タ ー | 9             | 4       | 13  |    |
|         |               | 情 報 管 理 課       | 8             | 14      | 22  |    |
|         |               | 厚 生 課           | 1             | 12      | 13  |    |
|         |               | 監 察 官 室         | 10            | 1       | 11  |    |
|         | 生 活 安 全 部     | 生 活 安 全 企 画 課   | 13            | 8       | 21  |    |
|         |               | 地 域 課           | 29            | 4       | 33  |    |
|         |               | 通 信 指 令 課       | 25            | 1       | 26  |    |
|         |               | 県 民 保 護 対 策 課   | 14            | 11      | 25  |    |
|         |               | 生 活 安 全 捜 査 課   | 31            |         | 31  |    |
|         |               | サイバー犯罪対策課       | 33            | 1       | 34  |    |
|         |               | 機 動 警 察 隊       | 41            | 1       | 42  |    |
|         |               | 刑 事 部           | 刑 事 企 画 課     | 12      | 8   | 20 |
|         |               |                 | 捜 査 支 援 分 析 課 | 36      | 1   | 37 |
|         | 捜 査 第 一 課     |                 | 62            |         | 62  |    |
|         | 捜 査 第 二 課     |                 | 32            |         | 32  |    |
|         | 組 織 犯 罪 対 策 課 | 55              | 2             | 57      |     |    |

|     |           |       |       |       |
|-----|-----------|-------|-------|-------|
|     | 鑑識課       | 18    | 8     | 26    |
|     | 科学捜査研究所   | 1     | 20    | 21    |
| 交通部 | 交通企画課     | 12    | 5     | 17    |
|     | 交通規制課     | 11    | 7     | 18    |
|     | 交通指導課     | 26    | 4     | 30    |
|     | 運転免許課     | 25    | 37    | 62    |
|     | 交通機動隊     | 21    | 1     | 22    |
|     | 高速道路交通警察隊 | 74    | 2     | 76    |
|     | 警備部       | 警備企画課 | 52    | 3     |
| 外事課 |           | 30    |       | 30    |
| 警備課 |           | 19    | 4     | 23    |
| 機動隊 |           | 36    | 1     | 37    |
|     | 警察学校      | 103   | 3     | 106   |
|     | 小計        | 1,016 | 219   | 1,235 |
| 警察署 | 大津        | 238   | 13    | 251   |
|     | 草津        | 203   | 11    | 214   |
|     | 守山        | 110   | 7     | 117   |
|     | 甲賀        | 134   | 9     | 143   |
|     | 近江八幡      | 102   | 6     | 108   |
|     | 東近江       | 150   | 8     | 158   |
|     | 彦根        | 133   | 8     | 141   |
|     | 米原        | 53    | 4     | 57    |
|     | 長浜        | 105   | 6     | 111   |
|     | 木之本       | 37    | 4     | 41    |
|     | 高島        | 61    | 5     | 66    |
|     | 大津北       | 90    | 7     | 97    |
|     |           | 小計    | 1,416 | 88    |
| 合計  |           | 2,432 | 307   | 2,739 |

付 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

琵琶湖海区漁業調整委員会指示  
内水面漁場管理委員会指示

琵琶湖海区漁業調整委員会指示第1号  
滋賀県内水面漁場管理委員会指示第1号

漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項および第171条第4項の規定に基づき、次のとおり指示し、令和8年4月1日から施行する。

令和8年3月27日

琵琶湖海区漁業調整委員会会長 谷 口 孝 男  
滋賀県内水面漁場管理委員会会長 林 英 志

1 指示の内容

- (1) 持ち出し放流の禁止 琵琶湖海区漁業調整委員会および滋賀県内水面漁場管理委員会が承認した場合を除き、県内の公共の用に供する水面およびこれと接続一体を成す水面からコイを持ち出して他の水面に放流してはならない。
- (2) 放流等の制限 県内の公共の用に供する水面およびこれと接続一体を成す水面へコイを放流する場合は、採捕したコイを採捕した同一水面へ放流する場合を除き、次のことを遵守すること。
  - ア PCR検査(ポリメラーゼ連鎖反応法による検査をいう。)によりコイヘルペスウイルスが検出されなかったことが証明されたコイ群でなければ、コイを放流してはならない。

イ 生死を問わず、コイを遺棄してはならない。

2 指示の期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

内水面漁場管理委員会告示

滋内水委告示第1号

内水面第5種共同漁業権漁場における令和8年度の目標増殖量を次のとおり定める。

令和8年3月27日

滋賀県内水面漁場管理委員会会長 林 英 志

内水面第5種共同漁業権漁場における令和8年度の目標増殖量

| 免許番号 | 漁業権者名 | 河川名     | あゆ    | こい   | ふな   | うなぎ  | にじます   | あまご     | いわな    | いわな卵   | わかさぎ卵 | もろこふ化仔魚 |
|------|-------|---------|-------|------|------|------|--------|---------|--------|--------|-------|---------|
| 内共第号 | (組合名) |         | (kg)  | (kg) | (kg) | (kg) | (尾)    | (尾)     | (尾)    | (粒)    | (万粒)  | (万尾)    |
| 1    | 勢多川   | 大石川     |       |      |      |      | 500    | 800     | —      |        |       |         |
| 2    | 勢多川   | 信楽川     |       |      |      |      | 1,700  | 3,000   | —      |        |       |         |
| 3    | 大戸川   | 大戸川     | 400   |      |      |      |        |         |        |        |       |         |
| 4    | 土山    | 野洲川     | 600   | —    | 100  | 3    | 5,000  | 6,000   | 4,000  |        | 1,000 |         |
| 6    | 愛知川   | 愛知川     | 340   |      |      |      | 600    | 5,600   | 4,300  |        |       |         |
| 7    | 奥永源寺  | 愛知川     | 400   |      |      |      | 2,000  | 30,000  | 20,000 |        |       |         |
| 8    | 大滝    | 犬上川     | 180   | —    | 30   | 3    | 3,000  | 8,000   | 1,000  | 20,000 |       |         |
| 9    | 姉川上流  | 姉川      | 180   |      |      |      | 1,000  | 10,000  | 4,000  |        |       |         |
| 10   | 草野川   | 草野川     | 80    |      |      | —    | 2,500  | 3,000   | 3,000  |        |       |         |
| 11   | 高時川   | 高時川・杉野川 | 320   |      |      |      | 3,000  | 2,000   |        |        |       |         |
| 12   | 杉野川   | 杉野川     | 150   |      |      | 5    |        | 4,000   | 4,000  |        |       |         |
| 13   | 丹生川   | 高時川     | 500   |      |      |      |        | 5,000   | 2,000  |        |       |         |
| 14   | 余呉湖   | 余呉湖     |       | —    | 500  | 50   |        |         |        |        | 3,000 | 10      |
| 15   | 高島鴨川  | 鴨川      | 30    |      |      |      | 2,000  | 3,000   | 1,000  |        |       |         |
| 16   | 廣瀬    | 安曇川     | 1,000 |      |      |      |        |         |        |        |       |         |
| 17   | 朽木    | 安曇川     | 1,790 |      |      |      |        | 10,000  | 10,000 |        |       |         |
| 18   | 朽木    | 針畑川     | 240   |      |      |      |        | 3,000   | 3,000  |        |       |         |
| 19   | 葛川    | 安曇川     | 600   |      |      |      |        | 10,000  | 5,000  |        |       |         |
| 合 計  |       |         | 6,810 | —    | 630  | 61   | 21,300 | 103,400 | 61,300 | 20,000 | 4,000 | 10      |

網掛け箇所は、漁業権魚種の設定なし。

一の箇所は、種苗放流の予定なし。ただし、こいについては産卵床の設置等による増殖を行うもの。

注1 種苗1尾の体重は、あゆ4g、にじます・こい20g、ふな・うなぎ・あまご・いわな15gを基準とする。

注2 あまご、いわなを春に放流する場合は、それぞれ2gを基準とし、あまごは目標増殖量と同尾数、いわなは4.4倍の尾数を放流すること。